平成２３年（フ）第２９１９号
大阪市東淀川区小松４丁目15番28号
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　喜多　鉄春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０３号
大阪府松原市田井城２丁目２番２―1111号
債務者　水野　芳夫
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩路　広海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６６０号
堺市堺区大浜中町３丁13番27―608号
債務者　加藤　　正
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岸　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
兵庫県篠山市黒岡815番地１　フォーチュネイトハウス１－３Ａ号
債務者　蛭川　　元
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　悦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月９日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第１９３０号
大阪府藤井寺市藤ヶ丘４丁目12番24号
債務者　平岡　正紀
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田由岐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３００号
堺市中区辻之398番地１泉北星和台コーポラス914号、前住所堺市中区辻之162番地15
債務者　中本　　正
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田由岐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５０３号
堺市西区草部1800番地　４棟1104号、前住所堺市西区上野芝向ヶ丘町４丁５番14号
債務者　向井　　徹
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田由岐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５０４号
堺市西区草部1800番地　４棟1104号、前住所堺市西区上野芝向ヶ丘町４丁５番14号
債務者　向井　正子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田由岐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２１３号
愛知県名古屋市緑区鳴海町字山ノ神57番地の１　山ノ神マンション301号
債務者　新山　新一
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒﨑　建人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１４号
釧路市星が浦大通１丁目２番21号
債務者　舘石　吉博
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　簑島　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４２号
三重県伊勢市小俣町宮前561番地２
債務者　中村　益教
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北岡　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３４号
山形県西置賜郡飯豊町大字黒沢2218番地
債務者　手塚　春貴
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第３８号
山形県東置賜郡川西町大字中小松2858番地７
債務者　太田　富男
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１６１号
愛知県瀬戸市秋葉町88番地の15
債務者　長江　洋子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８６９号
名古屋市東区徳川１丁目101番地　徳川マンション202号
債務者　北川　裕之
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９７７号
愛知県知多市寺本新町２丁目194番地　グランディール知多寺本201
債務者　天野美千代
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５２号
愛知県みよし市三好丘旭２丁目２番地２パークタウン三岳Ｄ棟202号
債務者　田口有美子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係